

○総務省令第八十八号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣 武田 良太

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

〔法制管理室及び調査官〕

第十六条 調査法制課に、法制管理室及び調査官一人を置く。

2 法制管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政機関の運営に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の規定により総務大臣の権限に属させられた事務に関すること。
- 三 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。
- 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案に関すること。
- 五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に関すること。
- 六 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に関すること。

3 法制管理室に、室長を置く。

4 調査官は、命を受けて、調査法制課の所掌事務に関する重要事項についての調査及び研究を行う。

〔企画官及び業務改革特別研究官〕

第十七条 行政管理局に、企画官一人及び業務改革特別研究官一人を置く。

〔2 略〕

〔削る〕

3 業務改革特別研究官は、命を受けて、行政機関の事務の運営の改善及び効率化について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、行政機関の運営に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。

〔地方業務室及び企画官〕

第十八条 〔略〕

2 地方業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる事務で管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、行政評価支局及び行政評価事務所（次号において「管区行政評価局等」という。）が企画及び立案を行い、並びに実施するものの調整及び処理に関すること。

イ 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二条第二項、内閣府設置法（平

〔情報システム管理室及び企画官〕

第十六条 行政情報システム企画課に、情報システム管理室及び企画官一人を置く。

2 情報システム管理室は、行政機関が共用する情報システム（他の行政情報システムの基盤となるものを除く。）の整備及び管理に関する事務をつかさどる。

3 情報システム管理室に、室長を置く。

4 企画官は、命を受けて、行政情報システム企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

〔企画官、調査官及び電子政府特別研究官〕

第十七条 行政管理局に、企画官四人、調査官一人及び電子政府特別研究官一人を置く。

〔2 同上〕

3 調査官は、命を受けて、管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての調査に関するものを助ける。

4 電子政府特別研究官は、命を受けて、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく研究を行うことにより、行政機関が共用する情報システムの整備及び管理に関する重要な政策の企画及び立案の支援を行う。

〔地方業務室及び企画官〕

第十八条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二条第二項及び内閣府設置法（平成十一年法律

成十一年法律第八十九号)第五條第二項及びデジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第五條第二項の規定による評価をいう。以下同じ。)の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

〔ロ〕ニ 略

〔一〕略

〔3・4 略

(デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官)

第二十二條 〔略〕

2 デジタル基盤推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公共団体のサイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに関係部局(自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第二十三條第二項第一号において同じ。)の調整に関すること。

二 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する事項のうち個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第四項第一号及び第三号において「番号利用法」という。))第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第四項第一号において同じ。)及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関すること。

〔三〕略

〔3 略

4 マイナンバー制度支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 番号利用法第二條第五項に規定する個人番号の通知並びに同條第七項に規定する個人番号カードの発行、交付及び管理に関すること。

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第一百五十三号)第三條第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。

三 地方公共団体の情報システムにおける番号利用法第十九條第八号に基づく特定個人情報の提供に係るものに関すること。

〔5・6 略

(国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官)

第五十一條 衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに技術企画官一人を置く。

〔2〕5 略

〔削る〕

6〕 〔略

第八十九号)第五條第二項の規定による評価をいう。以下同じ。)の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。

〔ロ〕ニ 同上

〔一〕同上

〔3・4 同上

(デジタル基盤推進室及びマイナンバー制度支援室並びに本人確認情報保護専門官)

第二十二條 〔同上〕

2 〔同上〕

一 地方公共団体のサイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに関係部局(自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第四項第二号及び第二十三條第二項第一号において同じ。)の調整に関すること。

二 地方公共団体情報システム機構の組織及び運営一般に関する事項のうち個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第四項第一号において「番号利用法」という。))第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第四項第一号において同じ。)及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関すること。

〔三〕同上

〔3 同上

〔同上

4 番号利用法第七條の規定による個人番号の通知及び個人番号カードに関すること。

二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するもの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。

〔新設〕

〔5・6 同上

(国際放送推進室及び地域放送推進室並びに企画官及び技術企画官)

第五十一條 衛星・地域放送課に、国際放送推進室及び地域放送推進室並びに企画官及び技術企画官それぞれ一人を置く。

〔2〕5 同上

6〕 企画官は、命を受けて、衛星・地域放送課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

7〕 〔同上

(検査監理室)

第五十三条 企画課に、検査監理室を置く。

〔二〇四 略〕

〔削る〕

第五十五条 削除

(総務行政相談部の所掌事務)

第二百二十五条 総務行政相談部は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一〇十四 略〕

十五 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

〔十六・十七 略〕

十八 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第二十六条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

〔十九・二十 略〕

(管理官の職務)

第二百三十一条 管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

二 内閣法第二十六条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

〔三・四 略〕

〔2 略〕

(総務課の所掌事務)

第二百六十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

〔一〇十四 略〕

十五 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関すること。

〔十六〇十八 略〕

(評価監視官の職務)

第二百七十条 評価監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

(検査監理室及び企画官)

第五十三条 企画課に、検査監理室及び企画官一人を置く。

〔二〇四 同上〕

5] 企画官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

(調査官)

第五十五条 総務課に、調査官一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

(総務行政相談部の所掌事務)

第二百二十五条 〔同上〕

〔一〇十四 同上〕

十五 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

〔十六・十七 同上〕

十八 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

〔十九・二十 同上〕

(管理官の職務)

第二百三十一条 〔同上〕

一 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

二 内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

〔三・四 同上〕

〔2 同上〕

(総務課の所掌事務)

第二百六十八条 〔同上〕

〔一〇十四 同上〕

十五 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の事務の総括に関すること。

〔十六〇十八 同上〕

(評価監視官の職務)

第二百七十条 〔同上〕

<p>〔一〇三 略〕</p> <p>四 内閣法第二十六條の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務</p> <p>〔五 略〕</p> <p>附則</p> <p>(行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例)</p> <p>第十条 復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第二項第一号イの規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは「各府省、デジタル庁及び復興庁」と、「及びデジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第五条第二項」とあるのは、「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)第五条第二項及び復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第五条第二項」とする。</p> <p>(管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例)</p> <p>第十六条 復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。</p> <p>(管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例)</p> <p>第十七条 復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。</p> <p>(沖縄行政評価事務所の総務課の所掌事務の特例)</p> <p>第十八条 復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十八条第十五号の規定の適用については、「各府省及びデジタル庁」とあるのは、「各府省、デジタル庁及び復興庁」とする。</p>	<p>〔一〇三 同上〕</p> <p>四 内閣法第二十七條の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務</p> <p>〔五 同上〕</p> <p>附則</p> <p>(行政評価局総務課地方業務室の所掌事務の特例)</p> <p>第十条 復興庁が廃止されるまでの間、第十八条第二項第一号イの規定の適用については、「各府省」とあるのは「各府省及び復興庁」と、「及び内閣府設置法」とあるのは、「内閣府設置法」と、「第五条第二項」とあるのは、「第五条第二項及び復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第五条第二項」とする。</p> <p>(管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例)</p> <p>第十六条 復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。</p> <p>(管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例)</p> <p>第十七条 復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。</p> <p>(沖縄行政評価事務所の総務課の所掌事務の特例)</p> <p>第十八条 復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十八条第十五号の規定の適用については、「各府省」とあるのは、「各府省及び復興庁」とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。